

京都さつき法律事務所報 第26号 2015(平成27)年7月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂第二ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

【さつき読書館】

『日本人は人を殺しに行くのか ～戦場からの集団的自衛権入門』

(伊勢崎賢治著 朝日新書)

弁護士 山下信子

1. 楽しい講義の本

この本の帯には、
『全部、ウソです。』

中国、北朝鮮、韓国が戦争
を仕掛けてくる

イラク戦争で自衛隊に死者
は出ていない

自衛隊を出さないとアメリ
カは助けてくれない

だまされるな』

と見出しがついていて、一見



扇情的な内容に見えます。でも、読んでいくと、親切な教授の、丁寧で、刺激に満ちた授業を聞いている楽しい気分になります。そして、この1冊を読めば、国会で審議されている「集団的自衛権」の問題点が丸ごと、「わかったー!」という気持ちになります。

長い戦争に疲れ切ったアメリカが、「日本とアジアのいざこざ」について、「誰も住んでいない無人の岩のために俺たちを巻き込むのはやめてくれ」と考えていることも、豊富な資料の引用でわかります。

2. 「紛争屋」さん

著者は、今は、東京外国語大学で、『平和構築・紛争予防講座』という魅力的な講座を開いておられますが、その前の30年間は、世界中の「戦

暑中お見舞い
申し上げます

2015年盛夏
京都さつき法律事務所一同

場」で紛争処理に従事してきた、自称「紛争屋」さんです。このような著者が、「安倍政権だけでなく、それと正反対の護憲派に対しても、敢えて挑戦的な」提言をされたのが、本書です。

誰が紛争屋さんに依頼するかというと、国連平和維持軍(PKO)や日本の外務省の指令です。たとえば、アメリカがアフガニスタンに激しい空爆をしてタリバン政権を崩壊させた後、タリバンに抑えられていた軍閥たちが内戦を始めます。その軍閥たちの武装解除が必要なのですが、国連も他の国も、犠牲者を出すのが嫌で手を出しません。そのとき、日本が手を挙げたので

すが、そのあと困ってしまった外務省が、著者に泣きつき、著者は、日本政府の特別代表として、軍閥たちの武装解除を指揮されたのでした。

ところで、恥ずかしながら私はかつて、国連に就職したい高校生で、大人になってからも国連高等難民弁務官の緒方靖子さんの本など読んできたのですが、お役人が行かない、過酷な無秩序・無法地帯で、命がけて指揮する、総合コンサルタントというべき仕事があるとは、知りませんでした。

著者の活動は、瞬時の情勢判断と、民衆の憎悪を粘り強く信頼に変えていく、本当の意味での知恵と勇気が必要な活動だったことでしょう。

3. 「日本の強み (ジャパンイメージ)」

著者は自分の自慢は語らないで、当時、いかに日本が、現地の人々や他の国から信頼されていたかを語ります。著者の仕事は、「地上部隊を出していた我々にはできない仕事だった」と賞賛され、他国の協力を広げます。また、地元のイスラム指導者が、「自衛隊を攻撃することは反イスラムだ」とおふれを出してくれたので、自衛隊は銃撃戦を経験しなくてすんだそうです。

地元の人々は、日本を大國アメリカに負けた被害者で、その後、経済大國になった国、

戦争をしない国と尊敬し、自分たちの痛みを理解してくれる国だと考えているようなのです。

でも、このイメージは、今でもあるのか、いつまで続くのか、ロンドンやパリでのテロや、現地に尽くしてきた日本人が殺されていることを思うと、このイメージを無くしてはいけないと思います。

4. さつきニュース読者の国際貢献

ちなみに、著者のようなハードな国際貢献でなくとも、いろんな国際貢献があります。さつき読者の会社社長は、小山内美江子（3年B組金八先生の脚本家）のカンボジアに学校を作る会に寄付をし、その寄付で学校が建ったとき、歓迎式典に招待され、首都プノンペンから自動車で7～8時間かかる僻村に出かけ、王女さま？と村中の人々に歓迎されたそうです。

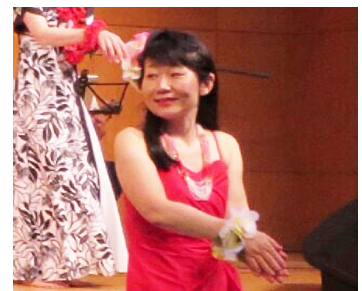
もうひとりのさつき読者の社長は、ペルーの4千メートルの山上の、人口150人程度の村に、技術を教え適正な価格で仕事をしてもらう事業を興し、村人自身の力で水道と電気がついた話を語って下さいました。そうして、以前は2千メートル下った川に水汲みに行っていた子ども達が過酷な生活から解放されたのでした。

深刻な民族対立や貧しさの

ために、武力で「鎮静」して停戦合意をしても何度でも内戦が復活するような地域があります。しかし、異なる民族の子どもたちが学校で一緒に学び、読み書きができるようになり、子どもたちの未来に希望が持てるようになると、それを喜び学校やシステムを守ろうするのが親であることに世界で変わりはありません。

そうやって、まず子どもが変わり、親や大人が変わって、長い年月をかけて、平和な地域が回復していくのです。そういう地域に、日本人は、資金を出し、あるいは、現地ボランティアをしてきており、立派な国際貢献です（お金持ちじゃなくてもできることはたくさんあります）。

ところで、湾岸戦争のときに、日本は、合計で135億ドル（1兆何千億円）の資金を出したが、お金しか出していないと批判されたので、自衛隊の海外派遣に繋がっていったのだと言われています。しかし、本書を読めば、日本が出した資金の殆どがアメリカ



昨年に引き続き、5月に、「愛 地球博」@京都市ひと・街交流館で、スタジオの先生や仲間と一緒にフラを踊らせてもらえました（今回は3曲も）。

政府に渡ったために、地元からはあまり感謝されなかったこと、お金しか出していないと卑下（勘ちがい）するのは間違いで、要するに、出すタイミング、目的が大事であることが、よくわかります。

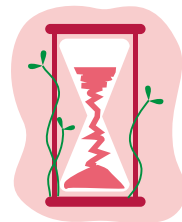
5. 「ナイラの証言」

最後にひとつ。本書は、1991年の湾岸戦争のとき、アメリカ国民が、大嘘に載せられて開戦ブームが作られたという話を引用しています（有名な話だそうです）。

15歳のクウェート人少女ナイラが、クウェートの病院

で、イラク軍が、保育器に入っている新生児を床に投げ飛ばして保育器を奪っていったのを見た、と証言し、これにアメリカ国民は心を揺さぶられ、ブッシュ大統領は、イラクのフセイン大統領を「ベビーキラー」と呼んで支持率を高めた。ところが、戦後メディアの検証で、ナイラは、実は駐米クウェート大使の娘で、証言映像は、アメリカの広告代理店が捏造したものだった、という話です。

戦争が始まる時には誇大宣伝や嘘の宣伝があり注意が必要という例ですが、この湾



岸戦争の後、自衛隊は初めて海外に行き、その後、毎年のように派遣されているので、私たちにも無関係ではありません。

以上、長くなりましたが、本書を一読されることをおすすめします（最近、憲法関連本を読むのに忙しくて小説が読めなくなった山下より）。

縁切寺と三くだり半

～映画「駆込み女と駆出し男」～

弁護士 本條裕子

時は天保12年(1841)。鎌倉には離婚を求める女性たちが駆け込んでくる幕府公認の縁切寺、東慶寺があった。そんな女性たちの事情聴取を行う御用宿・柏屋の居候、信次郎(大泉洋)は、様々なトラブルに巻き込まれながらも、男女のもめ事を解決に導き、女性達の人生の再出発を後押ししていくが…。

これは、私が先日観た映画「駆込み女と駆出し男」のあらすじです。主演の大泉洋さんの軽妙な演技と、樹木希林さん、戸田恵梨香さん、満島ひかりさん、キムラ緑子さん、堤真一さんなど豪華な出演陣で、江戸時代の

離婚と、そこで繰り上げられる人々の人生模様を描いています。

仕事柄、興味深かったのは、江戸時代の離婚制度です。江戸時代には、基本的に離婚請求は夫側しか認められず、夫が離縁状(いわゆる「三くだり半」)を交付してくれない場合は、離婚を求めたい妻は、幕府公認の縁切寺(尼寺)に駆け込んで離婚請求をする必要がありました。

しかし、お寺に駆け込めば離婚成立、という訳ではありません。まずは、お寺の門前で意思表示をした後、御用宿(裁判のために地方から来た者を宿泊さ



せた宿屋)にて離婚調停人が事情聴取を行います。次に、調停人は妻側の縁者を呼んで復縁をするように妻を諭させます。それでも離婚の意思が変わらない場合には、調停人は、今度は夫

を呼び出し、離婚調停を行います。その際、夫が離婚に応じて三くだり半を書けば離婚成立となりますが、夫が応じなかった場合、妻は髪を切って縁切寺に入ります。お寺に入ってから、妻は肉・魚やお酒などを禁止された中で、お寺の仕事をしながら生活し、妻がその生活に約2年間耐え抜けば、夫は、離婚を拒否しても、強制的に三くだり半を書かされ、これにより離婚成立となりました。

こうして強制的に離婚が認められてしまう場合もあることから、妻が駆込みをしようとしていることに気付いた夫が、妻を連れ戻そうと追いかけてくる場合もあったようです。そこで、縁切寺の敷地に、妻の身体の一部または妻が身に付けていた

ものが入れば、夫は妻を連れ戻してはならないという決まりもあり、中には、身に付けていたかんざしや草履をお寺の敷地に投げ込んで、駆込みを成就させた妻もいたそうです。

現代と制度は違えど、江戸時代もこのようなルールや手順の中で離婚が行われていたのですね。また、離婚調停のために夫に呼出状を飛脚で送るところは、家庭裁判所から調停期日の呼出状を郵送するのと似ていますし、まずは調停（話し合い）を行うところは、現在の調停前置（離婚調停を経てからでないと離婚訴訟を提起できない）制度に近いように感じました。

何やら離婚制度の解説ばかりになってしまいましたが、いつ

の時代も、離婚に至る事情は人それぞれであり、また離婚には決心もエネルギーも必要です。様々な事情を抱えながらも自分らしく生きようとする、明るく逞しい女性の姿が心に残った映画でした。

出前授業

弁護士 本條裕子

私は弁護士業務の傍ら、「出前授業」の講師を担当しています。

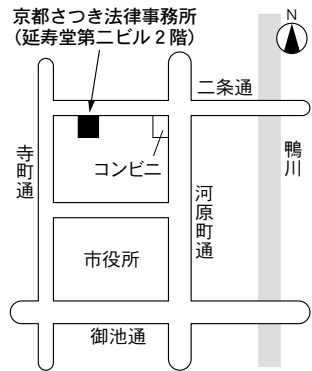
「出前授業」とは、京都弁護士会が法教育活動の一環として行うもので、弁護士が学校に出張し、法教育の授業を行う取組みです。私は、弁護士会から派遣されて、今年1月に園部高校附属中学校にて調停のロールプレイング授業を行ったり、6月に北嵯峨高校にて労働問題学習の授業を行ったりしました。

生徒さん達は、あまり馴染みのない「法律」の問題ながらも、興味を持って取り組ん

でくれますし、時には大人も驚くような柔軟な解決策を考えてくれたりします。また、実際に弁護士と接する初めての機会ということで、六法や弁護士バッジに興味津々だったり、弁護士になる試験は難しいのか、普段はどんな仕事をしているのかなど、たくさん質問をしてくれます。

出前授業の内容について、詳しくは京都弁護士会のホームページをご覧ください。派遣される講師は、京都弁護士会で選任していますが、私が訪問する際は、暖かく迎えていただけると幸いです。

事務所へのアクセス



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又はバス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

蒸し暑い日々が続きますが、みなさま、お健やかに過ごしてはいかがでしょうか？

夏とお正月の年に2回発行しているさつきニュースも第26号となりました。ご笑覧下さいましたら幸いです。当事務所は、この夏、8月13日(木)～16日(日)にお盆休みでお休みさせていただきます。

